

# CKD予防連携システムの流れ <簡略版>

CKD予防連携システム該当対象者  
(CKD様式1・特定健診結果通知表持参)

CKD予防連携システム該当基準  
eGFR60未満または検尿異常  
(尿蛋白+または尿潜血2+以上)  
または、HbA1c6.0%以上

特定健診結果通知表よりCKD該当項目、検査結果等を確認

## 一次医療機関（かかりつけ医）

### ●検査と治療【保険診療】

### ②糖尿病性腎症(早期・顕性) を視点とした検査・経過観察

- 糖尿病型の診断
- 尿中アルブミン排泄量の測定  
※尿中アルブミン濃度/尿中クレアチン濃度(比)で評価  
※糖尿病型診断後(3ヶ月1回)
- 網膜症検査

### ①腎機能を視点とした 検査・経過観察

- 検尿再検(試験紙法 随時尿)  
2回以上※1回は可能なかぎり早朝尿
- 尿沈渣顕微鏡検査
- 尿蛋白排泄量の測定  
※尿蛋白濃度/尿中クレアチン濃度(比)で評価

### ③上記(①・②)の悪化因子の把握と是正

#### 【腎臓専門医紹介基準】

いずれかに該当

- 0.5g/gクレアチニン以上  
または2+以上の蛋白尿
- eGFR50未満  
(70歳以上は40未満)
- 蛋白尿と血尿がともに陽性  
(1+以上)
- 糖尿病で顕性アルブミン尿検出

速やかに紹介する基準

- (1) 蛋白尿の急激な増加
- (2) 急速な腎機能低下  
(GFRが3ヶ月で30%以上減少)
- (3) eGFR<30  
CKD診療ガイドより参照

※診療情報提供書の活用

# 併診

様式2 (FAX) 紹介の際に送付

様式4-1 (郵送)

健康推進課  
(事業評価・検討)

様式3-1

様式4-1・2 (郵送)

## 二次医療機関（腎臓専門医）

### ●精査と治療【保険診療】